

**志免町学童保育事業運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 目的

本実施要領は、志免町学童保育事業運営業務を実施するにあたり、本実施要領記載の企画提案書等の提出を求め、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討したうえで委託候補者を決定する公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 名称

志免町学童保育事業運営業務委託

(2) 業務内容

「志免町学童保育事業運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間等

①委託期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

②準備・引継ぎ期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

③履行期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

※ただし、委託期間内に提出を求める成果物等の納期限は協議により定める。

(4) 委託料上限額

742,128,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※247,376,000円／年×3年分を想定

※上限額には特別に配慮が必要な児童に対する加配職員配置分は含まない。

3 事務局

本プロポーザルに関する事務局を、学校教育課学校教育係に置く。

住 所：〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央一丁目1番1号

電 話 番 号：092-935-1207（係直通）

F A X 番 号：092-935-2951

電子メール：gakkok@town.shime.fukuoka.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。

- (1) 福岡県内に事務所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) プロポーザル参加表明書等の提出期限の日までに、志免町競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成19年6月8日志免町告示第47号）による指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成年法律第154号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

(5) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 前各項目に規定するもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

(6) 令和8年度志免町競争入札参加資格者名簿に記載がある者、又は参加手続き時に本町が求める資格審査表(様式5)を提出して受理された者であること。

(7) 令和6年4月1日以降において、本業務と同種又は類似業務について、(地方公共団体等)と契約実績を有すること。

5 日程(予定)

本プロポーザルによる受託者特定までの日程は、次のとおりとする(なお、日程は都合により変更する場合がある。)

	項目	期間等
1	公募開始	令和8年7月10日(金)
2	現地確認申込期限	令和8年7月21日(火) 15時
3	現地確認	令和8年7月23日(木)
4	参加表明書・質疑書提出期限	令和8年7月28日(火) 17時(必着)
5	参加資格結果通知	令和8年7月29日(水)
6	質疑回答	令和8年7月31日(金)
7	企画提案書等提出期限	令和8年8月12日(水) 17時(必着)
8	参加辞退届の提出期限	令和8年8月12日(水) 17時(必着)
9	予備審査	令和8年8月13日(木)～令和8年8月19日(水)
10	予備審査結果通知	令和8年8月20日(木)
11	本審査(プレゼンテーション)	令和8年8月26日(水)
12	本審査結果通知	令和8年9月上旬予定
13	契約締結	令和8年9月下旬まで

6 現地確認

(1) 場所

志免町各学童保育所 地内

(2) 受付方法

希望する者は必要事項を記入のうえ、事務局に次の通り、電子メールで提出すること。

メールアドレス gakkok@town.shime.fukuoka.jp

提出書類 現地確認申込書（別紙1）

提出期限 令和8年7月21日（火）15時まで

※現地確認の集合時間、場所等は改めて通知する。

(3) 注意事項

① 現地確認は、令和8年7月23日（木）の9時～12時の間に実施する。

② 現地確認できる回数は1回とし、一法人につき2名までとする。

③ 現地確認時における質疑は、原則として受け付けない。質疑が生じた場合は、質疑書（様式12）を電子メールで事務局（前記6（2））に提出すること。

7 参加表明の手続き等

本プロポーザルへの参加希望者は、次により参加表明書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 参加表明書（様式1）

② 法人概要書（様式2）

③ 法人概要参考資料 ※会社案内、パンフレット等

④ 同種業務実績調書（様式3）

⑤ 宣誓書（様式4）

⑥ 資格審査表（様式5）

※令和8年度志免町競争入札参加資格者でない場合のみ必要

(2) 提出期限

7月28日（火）17時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号

志免町役場 学校教育課 学校教育係

(5) 参加資格確認結果の通知

参加資格確認終了後、令和8年7月29日（水）までに参加表明書記載の電子メールアドレス宛に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」を送付する。

8 質疑及び回答

本プロポーザルに関する質疑は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式12）

(2) 提出期限

令和8年7月28日(火)17時まで

(3) 提出方法

電子メールによる(他の方法による質疑書は一切受け付けない)

※質疑がない場合についても、「なし」で提出すること。

メールアドレス gakkok@town.shime.fukuoka.jp

(4) 質疑書の回答

質疑に対する回答は、令和8年7月31日(金)を目処に「公募型プロポーザル参加資格確認結果通知書」により参加資格要件を満たす者全員に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に回答する。なお、参加が認められない者への回答は行わない。

(5) その他

- ① 審査に関わる職員の役職及び氏名等に関する質疑については一切応じない。
- ② 他の提案者に関する質疑については一切応じない。
- ③ 質疑書の提出期限以後の質疑については一切応じない。

9 辞退届の提出

参加表明をした者が、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

辞退届(様式6)

(2) 提出期限

令和8年8月12日(水)17時まで(必着)

(3) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留郵便に限る)

(4) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央1丁目1番1号
志免町役場 学校教育課 学校教育係

10 企画提案書等の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書等提出書(様式7)
- ② 企画提案書等添付書類チェック表(様式8)
- ③ 法人役員名簿(様式9)
- ④ 法人登記簿謄本履歴事項全部証明書(提出日前3か月以内のもの)
- ⑤ 定款・寄附行為、その他これらに類する書類
- ⑥ 当年度事業計画書
- ⑦ 当年度収支予算書
- ⑧ 前年度事業報告書(設立より2年度以上経過している法人のみ)
- ⑨ 前年度収支決算書(設立より2年度以上経過している法人のみ)
- ⑩ 学童保育事業運営提案書(様式10)
- ⑪ 学童保育事業運営収支予算書(別紙2)

⑫ 職員年収算定等一覧表（別紙 3）

⑬ 見積書（様式 11）

(2) 提出期間

令和 8 年 7 月 30 日（木）から 8 月 12 日（水）17 時まで（必着）

(3) 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る）

(4) 提出先

〒811-2292 福岡県糟屋郡志免町志免中央 1 丁目 1 番 1 号
志免町役場 学校教育課 学校教育係

(5) 提出部数

提出書類①から⑬の順序に A 4 縦型で製本し、提出すること。

- ・ 正本 1 部（代表者印押印のもの）
- ・ 副本 6 部（正本の写し）

11 本審査(プレゼンテーションの実施)

予備審査を通過した提案者は、次のプレゼンテーションを行うものとする。

(1) 日時

令和 8 年 8 月 26 日（水）

(2) 場所

志免町役場内会議室予定

(3) 開始時間

後日通知する。なお、順序は企画提案書の提出順とする。

(4) 所要時間

- ・ 準備 10 分
- ・ 企画提案プレゼンテーション 30 分
- ・ 企画提案ヒアリング 15 分
- ・ 後片付け 5 分

(5) 内容

企画提案書の説明

(6) 参加人数

3 名までとする。（必ず業務責任者が出席すること）

(7) 使用機器

プロジェクター及びスクリーンは志免町が用意するため、企画提案書等の提出時に申し出ること。パソコンその他プレゼンテーションに必要な機器については提案者が持参すること。

(8) その他

説明は企画提案書に基づいた内容とし、追加の資料等は使用しないこと。

12 審査方法等

(1) 審査委員会の設置

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、町の

職員で構成する本プロポーザルの審査委員会を設置する。

(2) 審査及び配点

本プロポーザルの審査は、予備審査、本審査により審査委員会の各委員が評価を行うものとする。なお、本審査にける企画提案書等に対する評価項目及び評価基準は、下表のとおりとする。

評価項目	配点	評価の視点
(1) 企画提案	15	【目的・事業運営方針】 ・事業運営にあたって法人としてふさわしい理念を持っているか ・本事業に参画する強い意志及び本事業に対する自信と熱意が感じられるか ・学童保育事業の基本的な考え方は適正か
	10	【事業内容（実施方法、特色）】 ・引継ぎを含め適正な事業計画が作成されているか ・特色があるか（指導を通して、児童の成長に貢献できるか。）
	15	【業務体制】 ・賃金等の水準は適正か（著しく低廉ではないか） ・適切な職員を採用できるような制度が確立されているか。 また、職員の定着率は安定しているか ・研修企画や本社のバックアップ体制が充実しているか
	15	【家庭・学校・地域との連携】 ・地域と連携した行事、イベントを考えているか ・家庭との信頼を築くための努力・工夫があるか ・児童に関する学校・家庭との情報交換について具体性があるか
	5	【町との連携】 ・適切かつ迅速に町と連携体制がとれる仕組みとなっているか
	5	【リスクマネジメント】 ・トラブルへの対処方法、子どもの安全対策への取り組みを考えているか
	5	【利用者の意見・要望等の把握】 ・把握方法は適切か
	(2) プレゼンテーション	15
(3) コスト	10	提案価格の妥当性、委託料上限額の範囲内で、必要最小限に抑えられており、かつ、実効性の認められる適正な価格
(4) 実績	5	福岡県内等の類似業務実績の有無

(3) 予備審査

予備審査として企画提案書の評価を行い、評価点の高い上位3提案者以内を予備審査合格者とする。予備審査の結果については、8月20日（木）までに参加者全員に対して参加表

明書記載の電子メールアドレス宛に予備審査結果通知書により通知する。また、予備審査合格者に対して本審査の企画提案プレゼンテーションの開始時間も併せて通知する。

(4) 本審査

本審査として、企画提案プレゼンテーションの評価を行い、最高点を得た者を委託候補者として決定する。なお、最高得点者が2提案者以上で同点になった場合は、見積金額が低い者とする。見積金額が同額である場合は、抽選により選定する。

結果は、すべての提案者に対して、本審査結果通知書により通知する。なお、審査結果について、一切の異議申し立てはできないものとする。また、個別の団体の審査、選考過程などの内容についての問合せには回答できない。

(5) 参加者が1提案者の場合について

予備審査及び本審査において、審査委員会がプロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その1提案者を委託候補者として決定する。ただし、本審査結果の点数が60点以上(100点満点)の運営委託者とし、60点未満であれば再度公募を実施する。

13 契約手続き等

(1) 契約締結に向けた協議

仕様書及び委託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、志免町財務規則に基づき契約を締結する。企画提案書等に記載され、選定で評価した項目については、原則として契約時の仕様に反映するものとする。ただし、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、委託候補者との協議により締結段階で項目を追加、変更及び削除することがある。また、これにより見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調に終わった場合、辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行う。

(2) 契約保証金

契約にあたっては、志免町財務規則第116条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第117条の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

14 失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格となることがある。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員長が失格であると認めた場合

15 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費はすべて提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本町は、本業務に係る範囲において公表する場合、その他本町が必要と認める場合には、提出書類の内容を無償で使用できる。

- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出書類の提出後の修正または変更は、一切認めない。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の委託候補者の選定のために使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、志免町情報公開条例に基づき提出書類を公開することがある。